

2012年11月2日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
専務理事・事務局長 浅川 伸

日本スポーツ仲裁機構による2012年11月2日付仲裁判断について

本日、日本スポーツ仲裁機構により仲裁判断がなされ、当機構の請求が棄却されました。

本仲裁判断の結果に基づき、問題とされた自転車ロードレースにおける特殊性を踏まえて、ドーピング検査対象者の通告方法及びその周知方法等について、(財)日本自転車競技連盟と協議する所存です。

当機構は、今後とも、関係団体と協力して、ドーピング検査の教育・啓発活動に力を入れ、選手及び指導者におけるドーピング検査についての理解を深めていくとともに、スポーツの健全性の維持に一層の努力を継続して参ります。

以上